

令和2年第4回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和2年10月21日（水曜日） 午前10時51分から午前11時51分まで

議題

- 1 地域振興事業及び地元協力金の協定書について
- 2 環境影響評価等手続きについて
- 3 事業者選定について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	小室 輝義 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	今枝 直之 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	阿部 一郎 君
江南市環境課長	牛尾 和司 君	大口町まちづくり部長	水野 真澄 君
大口町環境対策室長	岩田 雄治 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	村田 武司 君	事務局長	坪内 俊宣 君
総務課主幹	日比野正樹 君	総務課主査	上條 靖之 君
総務課主査	杉浦 健浩 君		

(午前10時51分 開会)

○議長（和田佳活君） ただいまから令和2年第4回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、議題3件でございます。

各議員におかれましては、定例会に引き続き慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

初めに、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。

○管理者（澤田和延君） 第2回定例会に引き続きまして、全員協議会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。

また、先ほどの定例会では、各議案に対しまして適切な御議決をいただきましたことを改めて御礼を申し上げます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、本日の全員協議会の協議は、地域振興事業及び地元協力金の協定書についてをはじめ3件でございます。

定例会に引き続いての開催となり、大変お疲れのところでございますが、いずれも今後、新ごみ処理施設整備を進めていく上での重要な案件でございます。議員の皆様方からの御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

では、早速、会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして、会議を進めてまいります。

◎議題1. 地域振興事業及び地元協力金の協定書について

○議長（和田佳活君） 議題1. 地域振興事業及び地元協力金の協定書について、当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 最初に、資料1をお願いいたします。

地域振興事業及び地元協力金の協定書についてでございます。

このことにつきましては、前回の全員協議会において内容を御説明、お示ししたところ、地元協力金の額に関しまして、6地区一律50万円ではなく、施設建設地である中般若区については他5地区よりも手厚くすべきではないかとの意見、御要望、一方、6地区一律でといった御意見、そもそも相手がある協定ですので、合意できるところで進めるなどの御意見をいただき、

一旦再検討をするということになりました。

事務局といたしまして、それらの御議論も踏まえ、資料1ページの最初にありますように全体事業費を350万円とし、中般若区につきましては100万円、他5地区につきましては50万円という金額で地元区にお話をさせていただきたいと考えております。

前回の全協までは、どの区につきましても、施設の操業に対しての御理解と御協力は同じで、どこの区が重い軽いはないという考え方から一律を御提案いたしました。現実には中般若区の中に施設を建設し、そこで1年365日24時間、長期にわたり操業をさせていただくわけでございます。地区以外からの収集車なども、ごみ処理施設に入るには最終的には必ず中般若区を通過して中般若区に入ることになります。建設地か否かということとは大きな違いがあることから、建設地であります中般若区に対する協力金は他の5地区とは差を設け、そしてその金額につきましては、100万円を提案するものでございます。

全協後には、この地元協力金について各区に説明に伺わせていただきたいと思いますと思っております。

2ページ目には、前回お示した協定書のひな形が続いておりますが、今回の金額の見直しに伴いまして、金額の部分である第2条第2号が変更となります。

また、その上の1号にあります表2でございますが、これは市道や町道整備など、江南市、あるいは扶桑町が実施する公共事業を掲げる表でございます。

前回の案では、表1と同様、交付限度額と実施年度を記載する形になっておりましたが、表2の公共事業のほうは、将来の建設物価の推移や工事の仕様変更などによって、協定締結時から事業実施時まで数年の間に工事費が変動してしまうおそれがあることや、数年先の江南市、あるいは扶桑町の担当課様の事務量や人員体制までを見越して実施体制を定めることは非常に困難であることから、協定書では令和4年度から6年度までの間に実施することをお約束した上で、事業名のみを明記することといたしました。

4ページをお願いいたします。

4ページ、こちらは江南市に交付いたします固定資産税相当分の協定書のひな形でございますが、こちらにつきましては、前回から変更はございません。

これらの内容にて、地元区にお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（和田佳活君） 以上で当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 前回は発言をしたところですね。地元6地区については同一であると。

中般若が100万円であれば、他の5地区にも100万円支給をすればいいんじゃないかと思うんですよね。もともとは犬山の池野地区ですか、そこで田中元市長がおった頃、ほぼ決まりかけておったところでありましたが、江南のほうに誘致をすると。土地の取得に関しても、江南市が責任を持って行うというような形で進んでおったわけでありまして、現在、尾張北部環境組合が土地取得、構想についても進めておると。これは非常に負担があるのではないかと、う質問もさせていただきました。

優劣をつけるということではなくて、同一の100万でいいのであれば、6地区100万にしたらいいのではないかと、そのように考えますが、いかがですかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 事務局で今回お示しする案は、繰り返しになりますが、建設地かどうかということは他の5地区と大きく違いがあると、その点につきましては、違いがあること自体は御納得いただけるのではないかと考えております。

いろんな指標を考えるとありますが、やはり建設地か否かというのはとても大きな、将来にわたって操業していくわけでございますので、地元協力金も操業中はお支払いしていくという性質のものでございますので、この点を大きく重視したというか、見た案を地元区へ説明していきたいと、そういう考え方でございます。繰り返しでございますが。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 江南の中般若で反対のお方も見える中で、犬山をやめにして江南に持っていったと。結構、小淵なんかもすぐ反対の声明を出して、各区長さんが中般若、江南にはあるんだけど、実際いろんな意味で影響を受けるのは小淵ではないかというようなこともあって反対をしておるわけですよね。いまだかつてそういう同意書、署名をしていないわけではありますから。中般若に対して、確かに迷惑施設と言われる施設ができることは大変御無礼でありますから、強力に反対する地権者も、お墓の所有者もお見えになるわけですよね。

だから、差をつけるというこの感覚がよく分からん。確かに建設地ではあるけれども、犬山から江南に持ってきたいきさつもあるわけですから、同等で100万、中般若の皆さんにお支払いするのであれば、ほかの5地区についても100万出したらいいんじゃないですか。あまり差をつけるという、区分をする、中般若は確かに処理場はできるんですけども、ほかの地区だっていろんな影響を受けるわけでありまして。こういうふうに考えますが、いかがですかね。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） おっしゃることは分かるんですけども、例えばパッカー車なんていう

のは2市2町が全部中般若に集まるわけですよ。江南のパッカー車もそうだし、扶桑も大口も犬山も全部中般若のあそこに集結するわけですよ。あそこに燃やす場所があるんですから。当然あそこの負担は大きいわけですよ。ですから私は差をつけるべきだと思います。

先ほど犬山の話をしたんだけど、それはもう済んだ話で、潰れて持ってきた話だから、それを持ち出してはまた変な話になっちゃう。江南に決まったんだから、江南市でやるということで進んでおる話ですので、犬山の話を持ち出すというのはちょっとどうかなあとと思います。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 水かけ論になってはいかんで、簡単に済ませますけれども。

中般若の地域でも反対の方がお見えになるわけですよ。だから、結局は江南で手を挙げて、江南に持ってきたわけですよ。だから、ある程度それに対する負担があることは承知をさせていただかないかなと。

(「誤解をしておる」の声あり)

○10番(高木義道君) 誤解はしておらんですよ。そう思います。

○議長(和田佳活君) ちょっと暫時休憩いたします。

(午前11時03分 休憩)

○議長(和田佳活君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時04分 再開)

○議長(和田佳活君) ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 大沢議員。

○2番(大沢秀教君) 質疑ではなく、全員協議会ですので、意見として申し上げたいと思います。

地域振興事業の中の地元協力金についてなんですけれども、いろいろな考え方はあるかと思いますが、前回の全員協議会でも発言させていただきましたが、地元に対して一定の配慮をするという考え方も、また一律にするというどちらの考え方も理解できるところでありますが、今回案として提示されました案についても、やはり御理解をいただくように努力をする。丁寧に説明をして地元の方に御理解をいただくということがまず一番大事だというふうに思います。どれが正解だということは恐らくないと思いますので、今回の案でもって御理解をいただけるように丁寧に対応をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） この件につきまして、一応中般若にいわゆる100万円ということになっておるんですけども、基本的に要するにパッカー車の通過車両と、将来地区の皆様方に御迷惑をかける頻度、こういうようなこともやっぱりしっかり精査してこれは決めればよいと思います。当然そういうことも考えて中般若の100万円ということが出てきたと思うんですけども、その点も、例えば南山名と草井地区とパッカー車がどれだけ量が何台通過するだろうかというようにやっぱり考えないかと思えますよ。中般若に比べてパッカー車の通過車両なんかは特にまだ草井のほうが多いと思えますよ。草井地区のほうが、道路の状況から考えて、あの愛岐南北線か。そういうこともやっぱり精査して、ここの金額を決めていかれたほうがよいと思えます。よろしく。

○議長（和田佳活君） ほかに御意見、御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（和田佳活君） ほかにないようですので、これをもちまして議題1を終結いたします。

◎議題2. 環境影響評価等手続きについて

○議長（和田佳活君） 続きまして、議題2. 環境影響評価等手続きについてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、環境影響評価等手続きについて御説明いたしますので、資料2をお願いいたします。

ここでは2点報告をいたします。

1点目は、環境影響評価準備書等に係る説明会についてでございます。

資料の(1)にございますように、8月23日は江南市内で、24日は扶桑町内で、29日は各務原市内で開催をいたしました。

(2)は各会場の出席者数でございます。

当日は、計画地盤の高さや浸水対策、交通渋滞対策等の質問がございました。

続きまして、2点目の報告事項でございます。

2の環境影響評価準備書等の縦覧及び意見募集の結果についてでございます。

(1)は縦覧状況でございます。

2ページの最上段の表のとおり8か所で縦覧をしていただきました。また、江南市のホームページからも御覧いただけるようにいたしておりました。

(2)の意見の提出状況についてでございます。

意見につきましては、準備書に対する意見が5通108件、都市計画の案についての意見が3通12件提出されております。

なお、準備書についての意見書の分類につきましては、3ページの表に示すとおりでございます。

都市計画の案についての意見につきましては、環境影響評価に関連する内容の記載もあったことから、準備書についての意見としても取り扱うこととしております。そのため、準備書についての意見の5通108件の中に都市計画の案についての意見3通12件が含まれているという形になります。

2ページの最下段の(3)になりますが、準備書についての今回の意見の取扱いといたしましては、最終的には環境影響評価書に記載し、公表されることとなります。

また、都市計画の案についての意見につきましては、県の都市計画課や江南市都市計画審議会に報告し、最終的な都市計画決定告示に向けた手続を進めてまいります。

最後に、説明会の際に配付いたしました資料を添付しております。

説明は以上でございます。

○議長（和田佳活君） 以上で当局の説明が終わりました。本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

御意見、質問等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 意見もないようですので、これもちまして議題2を終結いたします。

◎議題3. 事業者選定について

○議長（和田佳活君） 続きまして、議題3. 事業者選定についてを当局に説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 事業者選定について御説明いたします。

資料3をお願いします。

組合では、この5月7日付で公告いたしましたごみ処理施設整備・運営事業の総合評価、一般競争入札を一時中断いたしました。

入札を中断する理由といたしましては、1つ目は、入札を妨害する行為が行われている疑いがあるという情報提供があったため、2つ目が、入札参加に関する要件の見直しを検討する必要があるため、この2つの理由のため、入札を一時、手続を一時中断したものでございます。

これらのことにつきまして、改めて報告をいたします。

まず、1の入札の一時中断ですが、現在執行中の入札において、入札妨害のうわさを指摘する匿名の投書、これは参考資料2につけておりましたが、令和2年9月18日、組合構成市町の長及び事務局長宛てに送られてきたことなどから、関連する調査を実施するため、10月1日、入札の執行を一時中断いたしました。

次に、2の入札の参加に関する要件の見直しについて御説明いたします。

入札説明書では、応募者は建設業務、運営業務、運搬業務、資源化業務及び副生成物等取引を実施する予定の複数の企業で構成される企業グループとするとして、グループとして参加、応札することを求めています。例えば、用地造成を行う企業には、組合構成市町に本社を置き、土木工事に係る特定建設業の許可を受け、かつ経営事項審査結果の総合評定値が800点以上の企業という要件を付し、これら地元の協力企業につきましては、事業提案と同時に組合に届けなければならないとしており、例えばこの造成でありますと、組合の調べでは現在15社ございます。参加資格要件に地元企業の活用を求めたのは、地域経済の活性化と地元企業の育成を大きな狙いとしたためであります。

そのような地元企業の活用も考えましたが、応募者であるプラントメーカーの多くからは、協力企業がどうしても見つけられないとの現状が事務局に寄せられたことから、各応募者ごとに事情を確認したところ、限られたプラントメーカーしか要件を満たせていない、協力企業を見つけれない状況が確認できました。

当初参加を表明したプラントメーカーが、企業グループができないばかりに最終応札へ参加できないおそれがあり、各社の創意工夫がある事業計画が競い合わされるはずであったものが、土木工事を行う会社が見つからないといった理由で、その競争に参加できないおそれが出てまいりました。当初参加表明したプラントメーカー間の競争を維持させたいため、プラントメーカーの参加要件そのものではございませんが、土木工事の協力企業の要件を一部見直す検討に入ったところでございます。

そのような中でございますが、実はある土地の用地交渉の中で、地権者側から土木工事について地元企業の活用を強く求める要望があり、売買の条件にも上げられてきました。組合も地権者に言われるまでもなく、地元企業の参加について配慮した入札条件を検討していたことから、土木工事の協力企業は2市2町に本店のある事業所とすることを要件とした入札説明書を決定、公表をいたしました。

地権者側は、公表されたその入札説明書をホームページなどで確認、組合の地元企業の活用について御理解をさせていただけたことから、一旦は仮の契約までは進むことができました。今回、プラントメーカーと地元企業のグループ化がスムーズに進んでいないことを地権者に御説明いたしました。入札要件を何らかで広げられないか検討をしたいという方向性を伝えましたが、そ

の折には、土木工事は地元企業が関わったほうがよいと主張され、御理解を得られず、地元要件を拡大するのではあれば、一旦合意した仮の契約書については白紙にするといったことも組合側に示されました。ただ、用地交渉につきましては、今後も継続していくということで合意はできております。このため、今回、当該用地の財産の取得議案につきましては、先ほどの議会でございますが、上程できない状況になっております。今お話ししてきました地権者との交渉の結果いかんでは、その箇所が購入できない場合もございます。

その土地は参考資料の1にございます。図面の南側、縦長の長方形のものですが、左から3筆並んでいるその3筆ですが、御覧のとおり中央エリアの中で大きな面積を占めております。現在はその箇所が入手できなくても建設可能かというような調査も入ったところでございますが、地権者交渉と並行してそのような調査にも入った段階であります。

3はその他ですが、今までもお尋ねが何度もございましたが、入札参加者などの情報につきましては、中断とはいえ現在も入札中であり、最終的な落札者が決定するまでは公開しませんので、よろしく願いいたします。

また、参考資料3を御覧ください。

これは、10月6日に尾張北部オンブズマンの会を名のる者から、このような文書が組合に届きましたので報告をいたします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） 以上で当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 一番上の入札妨害があるという文書が、一住民ですからどなたか分かりませんが、この真偽と申しますか、これで一応入札の期間を16日まででしたか、延長したということで説明を受けまして、この真偽というのはどんなふうなんですかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 現在、組合で調査しているところではございますが、内容と結果については、内容はちょっとあれですけど、結果につきましては、まだ議会にお示しできる段階、状況ではないということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） あと、今地図で書かれております、前回地元の建築業者が所有をしておる土地ということですね。3筆ほど示されておって、ちょっと1筆増えておるわけでありまして、この辺の変更はどんなことなんですかね。前回、多分代表者会議で。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 先ほどの御説明と繰り返しになりますが、一旦は仮の契約まで進んだというところがございますが、入札要件を変えることも検討しているということを相手に伝えました。半ばその入札要件が、地元で熱い思いがあって、地元でというような思いがあって、それを組合の姿勢を評価して仮契約まで進んだということから、入札要件を変えるのであれば白紙にしたいというようなことが相手側から伝わりましたので、今は交渉中という状況であります。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 3から4になっていますよね。

○議長（和田佳活君） ちょっと暫時休憩します。

（午前11時19分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時19分 再開）

○事務局長（坪内俊宣君） これ、4筆並んでいますけど、一番右はもともとというか、昔から反対のお方で、3筆の方は事業に反対というわけではないです。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） はい、分かりました。

一応、地元の業者を利用して建設を進めるという立場は大変重要でありますし、それが契約の条件になっているということも聞いておりますので、その条件を履行できないようであれば売らないよというのは、当然かと思えますけれども。

あと、最終のところでお出されておる尾張北部オンブズマンの内容ですよね。どこからこういうものが出て、何が言いたいのか、ちょっと僕よく分からんのですけれども、どんな内容か御説明願えますかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） このような文書が来たという報告だけで、相手も架空の団体だと思っておりますので、内容について個々に取り扱うというか、取り上げる考えはございませんので、組合に届いたという報告だけで、その後の分析も特にしておりません。分析というか、一つ一つについて対応をしていくとか反論をしていくとか、そういうことは考えておりません。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 代表者会議の報告を聞きまして、プラントメーカーが2社ぐらいだけれども、要件を緩和すれば5社とは言わんけど3社とか、増やせるのではないかということでもありますけれども、そうすると、地元企業を採用するという要件はかなり制約されるというか、拡大をされるという、そんな中身になるわけですかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 何社ができているかどうかというのは事務局としては承知していないところでございますが、少なければ、もしこの地元要件だけでパートナーが見つからないという場合は、何かもともとの要件の設定に無理があったんではないか。これはプラントメーカーさんと地元の業者さんのお話合いの結果なものですから、要件に問題がないという結果になるかもしれないです。

ただ、実際は数字だけでいくと十数社ありますけど、もともと体力的に大きな事業に手を出さないという姿勢の会社もございますので、想定した会社の数よりは少ないという中で、プラントメーカーさんがパートナーを探していただくという形になっておりますので、楽観はしておりませんが、そういった意味で広げるのも一つの方法だとは思いますが、それありきではありません。検討の結果、今のままでいくという結果になるかもしれません。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 先ほどの事務局の答弁の中で、ここに来たいいわゆる投書のようなもの、参考資料、これについて一応こういうことが来たという報告だけで何ら対応はしていないという答弁でした。そういう投書によって入札をストップするなんていうことはどういうことですか。5月に告示したのを、入札の僅か半月前でしょう。今事務局長が言われたのは、この投書、これを来ただけであって報告するのみ、何ら事務局としては関係ないというようなことを言われたでしょう。おかしいじゃないですか。なぜそんな重要なことを、入札を中止するんですか。お聞きしたい、理由を。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 入札を一時中断いたしましたのは、参考資料にありました最初の住民よりというA4、1枚の紙が来たから即中止したということではなく、それ以外の様々な情報もあって、総合的に考えて、これは一回入札を中断して懸念されるところを一つずつ払拭した上で進めたほうが良いという判断に至ったわけでございます。ペーパーが1枚来たから即止めるということではございません。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 新聞報道等によって、各マスコミにこの中止の件について告知して報告してみえるわけですね。その説明書の中に書いてあるんですよ、理由としてはこうだと。ということと、今事務局長が言ってみえることと、違っているんじゃないですか。ましてや、こんな大事なことを、各プラントメーカー、何社あるか知りませんよ。7社か8社かは私全然知りませんけれども、そういう各プラントメーカーは、この入札に応募するのに数千万円の費用をかけて入札に準備しておったわけですよ、各メーカーは。それをそんなうわさで中止にするなんていうことは、ほかのことですよ、例えば市の行政でも一緒ですが、うわさがあつたら中止するんですか。全くこれはおかしいですよ。

ぜひそのところを、うわさによって中止という、新聞報道に出しておるんですよ。これと今の答弁と全然食い違ってきますよ。いかがですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） うわさの投書はその材料というか、情報の一つということでございます。それも含めて、それ以外の状況も判断いたしまして中断したということでございますが、新聞の報道はどういう新聞社の考えで編集されたかもしれないですけど、うちの組合としては、その投書が1枚来たから、それイコール中断したというわけではございません。それも一つの材料ですが、それぞれ様々な状況を考えて懸念材料があると、それを払拭しないまま、そのまま抱えたまま入札を続けてしまっていていいんだろうかということで、入札要件も無理がなかったかどうかということも検討したい時間も頂戴したかった。この2点により一時入札を中断したと。事業者様には御迷惑をおかけしておりますが、決して中止したわけではございませんので、一時的にスケジュールを中断したということでございます。

中断後、各参加意向のプラントメーカー様と面談をいたしまして、この中断の経緯を御説明いたしました。それぞれに御納得というか御了解をいただいていると思っております。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） まず、さっき事務局長さんが、仮契約はしたんだけど、この要件を見直したら白紙に戻すということ聞いたんだけど、これって、要するにその利益供与に当たらない、その会社の。もう一つは、一番大事なものは、やっぱりプラントメーカーさんが参加できなければ、事業者間の競争ができない。せつかく何社か、当初の頃は8社だ9社だ参加すると言ってみえた会社がどんどん減ってきておるような状況で、今回事務局長さんが言われたよう

に協力企業が見つけれないために応札できないということで、土木工事の関係で入札できないような状況は、どっちかといえばおかしいですよ。本体が一番大事だよ。その提案がね。本体が大事なのに、こんな土木工事の関係で入札ができない会社が出てきたらおかしいですよ。やっぱりこれはこの要件を見直して、たくさんのメーカーさんが応札できるような条件をつくってあげな。組合にとってもそうだと思いますので、やはりプラントメーカーさんが何社か応札して、そこで競争していただいていいものを選んでいくということでなければ、最初の土木工事で協力企業が見つからんから応札できない、こんな状況はやっぱりちょっと不自然だと思いますので、私は条件を見直して、多くのプラントメーカーさんが参加できるような要件にしなければいけないなあと思います。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 堀議員。

○6番(堀 元君) そういうような入札の要件ですか、案件を変えるということも、それは一つの案ですよ。先ほど諸条件と言われましたね。その投書も含めてほかの状況もあると。それは一遍教えてください。どういう状況ですか。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) いろんなところの会社さんに聞いた情報もございます。公開しないことを前提にお話をしているところもございます。同じ情報を情報公開されても非開示情報という形でお答えするしかないんですが。また、そういった本当に様々な情報があつてのことでございますので、公にできない、しないほうがいいなあという判断もございます。

ただ、投書につきましては、いろんなところに来ておりますので、こういったことが来たということは報告できるんですけど、それ以外につきましては、何分デリケートな問題もあると思いますので、非開示情報扱いとして組合は認識しております。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 水野議員。

○1番(水野正光君) 2点に絞ってお伺いします。

公告される時点では、土地の話なんですけれども、事業者が持っているけれども、仮契約してあるという状況の中で公告をされたという認識でいいんですかね。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 仮契約は公告後です。その公告、5月7日の段階では仮契約も済ましておりませんが、地権者のほうは事業そのものには賛成するという立場を取っておったことから、用地は2か年度で購入していくということで今年度内に購入できるという見込みで、ある程度の見込みは立ったということから公告をいたしました。

(挙手する者あり)

- 議長（和田佳活君） 水野議員。
- 1番（水野正光君） 分かっておって進める状況だということで公告されたということですが、業者が仮契約、向こうから言ってきたという話ですが、それは入札を中断したということでそういう話になったんですか。
- 議長（和田佳活君） 事務局長。
- 事務局長（坪内俊宣君） 仮契約は通常の交渉でずうっとうちの用地担当と地権者様と交渉した結果、そういうところに進んだんですけど、白紙に戻す云々という話は最近、入札要件をもし変えたら、拡大したらというようなお話を御了解を得るためにお話をしたら、もともと2市2町への思いが強くて、そういう組合の入札の条件を高く評価していただいて、そこまでやっていたんだという言葉もありました。それで仮契約しましょうという形になって、それが入札要件を変えたい、変えるかもしれないというような話をしに行ったときには、それであれば仮の契約は白紙にしたいというようなお話がこちら側に伝わったというところであります。

(挙手する者あり)

- 議長（和田佳活君） 水野議員。
- 1番（水野正光君） 入札要件が変わるということは、中断した後の話でそうなったというふうに理解していいんですか。
- 議長（和田佳活君） 事務局長。
- 事務局長（坪内俊宣君） 入札要件を変えるかどうかは最終的にはまだ決まっておりません。検討の結果、今のままでいってもいいんじゃないかということであれば、比較的再スタートしやすいとは思いますが、一旦中断中に地権者さんには何度かこの間お会いして事情を説明して理解を求めてきましたが、今日現在のところはちょっと難しいなあというところで、ただ交渉は継続しようということではお話はついております。
- 1番（水野正光君） 一般的に関係の業者が土地を持っておること自体がちょっと腑に落ちん分もありますけど、それはそれでいいです。
- もう一つは、地域、地元土木工事をやれという、これは私どももやっぱり地域活性化、そういう点で絶対必要だろうということで、今回そういうことが入っているというのは評価しているんですけども、ただこれを変えとなると、広くするとかあれですか。
- もう一つ、分離分割発注という方法もあるんですが、ただDBOでずうっとやってきて、なかなか元に戻るのも難しい可能性もあるかもしれんけど、分離分割という選択肢というのは可能なのか考えてみえるのか、どうなんでしょうか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） その部分だけを分離発注する場合、現在の一括発注が大きく変わってくるということから、入札を中止して改めてやり直しと、分離発注でしておいて、それ以外はまた入札公告を出すという形になりますので、現在のままの入札を継続するということが無理があると考えております。

ただ、そういったものことですが、入札が何らかの理由で中止になって、改めて基本設計をやり直してという中では、一つの選択肢だろうとは思いますが。

○1番（水野正光君） 最後、要望になっちゃうんですけど、地元業者というのはやっぱり堅持していただきたいし、それから今回入札妨害という形、どこまでどうなのかあれなんですけど、相当な広い範囲でうわさになっておるとい部分もありますので、やっぱりこれは徹底的に究明していただきたいということを要望しておきます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 今、入札要件の見直し等について話をしてみえるんですが、現在の要件の中で入札するメーカーはないんですか。どうですか。それは分かっているんですか。大事なことですよ。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 実際に中断する前のスケジュールでいきますと、10月16日にチームづくりもした上で事業提案をしていただくという形でしたので、その前に中断という形になりましたので、何社、最終的な応札になるかというのは確定しているものはございません。これからというところです。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 入札の応募があるかもしれないということでしょう。それを中止するなんていうことは、これは入札妨害じゃないですか。かえってそのメーカーに対して。メーカーが半年も前から計画を立てて入札をするために、恐らく数社あると思うんですよ。そこがあるにもかかわらず入札をストップするなんていうことは、これはえらいおかしいことですよ。ましてや、各メーカーはいわゆる入札中止になったことによってこれはできないというときに、その入札に関しての費用等、これを損害賠償されたらどうするんですか。こんなことはおかしいですよ。入札されるメーカー、するメーカー、あったかなかったか、予定のメーカー。いかがですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 応札されるかどうかはそのプラントメーカーさんの最終判断でございます。ただ、多くのプラントメーカーさんからは地元の土木業者さんとのチームづくり、カップリングは非常に難しいということはあって、限られたところしかその段階ではできていないよと。ただ、例としてはうまくいっていたのが、何の理由か分からないですけど突然破棄されたというような事例も中にはございましたので、勝手に事務局が1社、2社だとか、何社だとかというようなことはちょっと差し控えたいと思います。

○議長（和田佳活君） すみません、ちょっとほかの方の御意見をいただきたいと思いますので。
(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 齊木議員。

○7番（齊木一三君） 今いろんな話を聞いておりますと、ここに書いてあるとおり、2市2町の管内で土木業者さん、十五、六あるという話ですが、その中でプラントが協力企業として一緒にやってくれるというのが1社しかなかったと、プラントメーカーとして。そういうような話でありまして、十五、六あって、あと全てが辞退をするというような不自然さというのは、どうも私は解せんと思うんですね。それで、今この投書が来ているというのは、その関係から来ているんじゃないかと私自身は思うわけです。こういう疑わしい投書が出た以上、やはり何かしら手を打っていかないとこれは前へ進みませんので、多くの方が入札に参加できるようなシステムをつくっていくということで、競争原理が働くように入札の要件をいま一度見直すということが最善の策で、やむを得ない処置であるとは私は考えます。

意見でございますので、これは。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 何回も言いますが、入札する予定のメーカーがあったかなかったか聞いたが、なかなかはっきり言われんもんですから、あると判断しましょう。あったとしたら、それを進めるのが入札であって、入札が不調に終わることも多々ありますよ、各全国自治体いろいろある中で。入札が不調になって初めて、じゃあ要件を見直しましょうか、これなら分かります。入札が全然不調に終わったから、じゃあ要件を直しましょうかと、これならまさにその要件を変えるということならばあれですよ。ところが、初めの要件で入札するメーカーがあるのにもかかわらずストップするなんていうことは、こんなことは、これはまさに補償問題に発展する可能性は大だと思います。

と同時に、この件に関しまして、あるメーカーが入札要件が変わるからよろしくお願ひしますとって建設会社を回っておるんですよ。入札要件が変わりますから、そういうメーカーがあるんですよ、現実に。どう思われますか。これが現実ですよ。事務局、いかがですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 入札要件につきましては、このままが適当か、変えたほうが適当か検討をする時間として今頂戴している段階であります。その結果によっては以前と同じ、変更なしという結論になるかもしれません。それは検討ですので、必ず変える、そういう前提で進めているわけではございませんので、よろしくお願いします。

プラントメーカーさんは、一時中断を受けて、どういう思いというか、どういう考え方から営業されているのかというのはちょっと分からないんですけど、組合から発信している情報は一旦検討する時間が欲しいということで、変えることが前提として中断しているわけではございません。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 堀さんが言われた補償という話なんですけれども、この入札説明書の第6章、入札手続等の22ページの⑧入札の中止等という項目があつて、本事業の入札手続に関しては、組合が必要と認めたときは入札の執行を取りやめることができるという項目がありますので、これは各メーカーは持っていますので、ここでじゃあ補償をしないかんという話になるかどうかはちょっとよく分かりませんが、この項目がある以上は取りやめることができるから、補償の対象にはならんような気がします。

○6番（堀 元君） 何をもって必要と認めるかということですよ、問題は。

○議長（和田佳活君） ほかに御意見、質問はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 最後、はい、どうぞ。

○6番（堀 元君） 入札も実施せずにはうわさだけで入札要件を見直すなんていうことは、絶対これは反対します。

それと同時に、先ほどの3筆、約1,000平米、買ってもしないのにもう計画を進めてみえるんですよ。確約を取ってから計画を進めるのはええんですが、まだあの土地が買えるか買えないか分からないという状況のもとに、もう周りを進めてみえるわけですね。これもいかがなものか。それに対してのこの土地が仮に買えなかった場合、どうするんですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 土地が買えなかった場合ということですが、まず土地の購入については、昨年と今年、2か年度にかけて購入していくという姿勢でおりますので、相手方とも交渉は継続していくということで、その辺は合意というか御了解を得ておりますので、まずはその交渉を継続していくということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 私の質問に全然答えていないよ。だって、もしその地主が売らんかったらどうしますかということを知っておるだけで、これから交渉しますということ。もし売ってもらえなかったら、例えば江南市が西側に買う予定の土地がありますね。そこのほうに例えば延ばすとか、そういう案もあるんですよ。そういうこともぜひ検討をしていただきたいということでもあります。

とにかく今回のこの入札の延期については、これはもう納得できないし、声を大にして一般市民にもこれは申し上げないかんというふうに私は思います。特にこういうことはしっかりと進めなければ、後で悔いが残るようなことではいかんですよ。ぜひそういう点、私が今日いろいろと申し上げましたけれども、そこのところのきちっとした説明も後ほどぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長（和田佳活君） 事務局におかれましては、今日出ました議員からの御意見を本当に尊重しまして、これからの土地、事業者選定につきましては進めていただくことを議長のほうからもお願いしておきます。

意見もないようですので、これをもちまして議題3を終結します。

議題は以上で終わりました。

◎その他事項

○議長（和田佳活君） 続きまして、皆様から何かありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（和田佳活君） 事務局として何かありますか。

○事務局長（坪内俊宣君） 事務局から2点報告いたします。

1点目は、今年度の組合議会の行政視察についてでございます。

資料はございません。

今年度の視察につきましては、議会代表者会議において、コロナ禍を勘案し、今年度は中止したほうがよいとの意見で一致を見たことを前回の7月の全員協議会に報告をいたしております。前回の全協では、日帰りで施設見学を行ってほしいという提案がありましたので、改めて今月13日に開催されました議員代表者会議で御協議をお願いいたしましたところ、今年度については日帰りによる視察も行わないということで意見の一致を見ましたので、報告いたします。

また、次年度の視察につきましては、1泊2日の行程が実施できるように準備することが事務局に求められましたので、そのような予算を来年度の予算は計上をしております。

2点目は、11月臨時会のお願いでございます。

10月7日付で人事院の給与勧告に伴い、関係条例の一部改正が必要になってまいりました。その条例案の審議をお願いするため、臨時会の開催をお願いするものであります。

全協の資料の一番最後に開催日時を掲載した資料をつけております。

臨時会の運営について御協議をお願いする議員代表者会議が11月16日月曜日午後4時30分から、臨時会はその代表者会議の終了後になりますが、4時50分に開会をお願いしてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） この件について、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（和田佳活君） 以上をもちまして、本日予定の案件は全て終了しました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議をいただきましてありがとうございました。当局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げて閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。

○管理者（澤田和延君） 本日は定例会に続きまして全員協議会をお願いし、各案件に対しまして重要な協議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日、議員各位より頂戴いたしました御意見等につきましては、今後の新ごみ処理施設整備において生かしてまいりたいと考えております。様々な課題がございますが、今後とも議員の皆様方と相談をさせていただきながら、一步ずつ着実に進めてまいりたいと思っております。引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（和田佳活君） これをもちまして、令和2年第4回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時51分 閉会）